

変わりゆく資本概念



経営戦略研究科教授(会計専門職専攻) 山地 範明

資本概念の変化

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2005年12月に企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を公表した。企業会計基準第5号では、純資産の部は株主に帰属する部分を意味する株主資本と株主資本以外の各項目に区分することとされている（第4項）。株主資本は、資本金、資本剰余金および利益剰余金に区分され（第5項）、自己株式は株主資本の部の末尾に控除科目として表示される。また、株主資本以外の項目は、連結貸借対照表上、評価・換算差額等、新株予約権および少数株主持分に区分される（第7項(2)）。評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定が含まれる。

これまで資本は、一般に、財務諸表を報告する主体の所有者（株式会社の場合には株主）に帰属するものと理解され（第18項）、貸借対照表の資本の部は、会計上、株主の払込資本と利益の留保額（留保利益）に区分する考え方が反映されてきた（第13項）。ところが、近年における会計基準の設定・改訂により、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定などが損益計算書を経由せず資本の部に直接計上されるようになり、資本の部に対する考え方が変化してきた。一方、新株予約権や少数株主持分など、返済義務のある負債ではないものについて貸借対照表における表示が問題となってきた。

このような状況において、企業会計基準第5号は、貸借対照表上、資産性または負債性をもつものを資産の部または負債の部に記載することとし、それらに該当しないものは資産と負債との差額として「純資産の部」に記載することとした（第21項）。

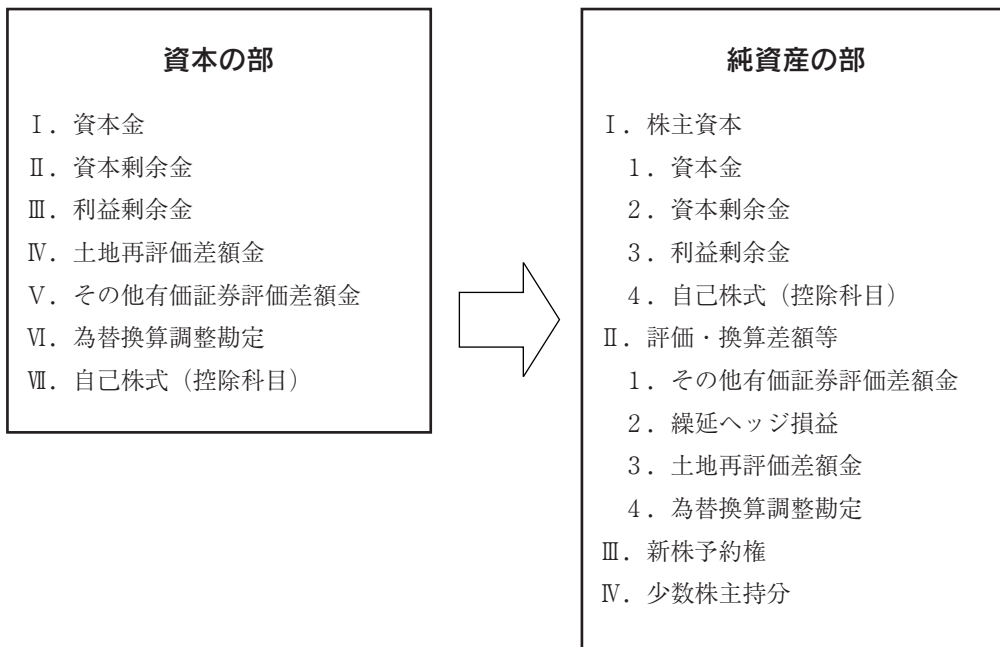
概念フレームワークと資本概念

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004年7月に公表（2004年9月・2006年12月に改訂）された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という）の内容を取り入れる方向で議論が行われてきた。「概念フレームワーク」では、資産と負債が定義され、その差額が純資産と定義されている。純資産は、報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合は親会社株主）に帰属する部分（株主資本）と株主資本に属さない部分に分けられている。

また、「概念フレームワーク」では、包括利益という概念が導入されている。包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。包括利益は当期純利益とその他包括利益とに区分される。その他包括利益には、投資のリスクから解放されていないその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為

替換算調整勘定などが含まれる。ただし、「概念フレームワーク」では、包括利益が純利益に代替し得るものとは考えられていない。リスクから解放された実際の成果を表す純利益を重視して、純利益を生み出す投資の正味ストックとしての株主資本を純資産の内訳項目としている。

貸借対照表表示検討専門委員会の議論の過程で、「概念フレームワーク」の考え方も反映して、ストック・オプションを含めた新株予約権の他に、少数株主持分や繰延ヘッジ損益も検討対象に加えられた。連結財務諸表の作成については、親会社説と経済的単一体説の2つの考え方がある。連結財務諸表原則では親会社説の考え方によっているので、連結財務諸表上、少数株主持分は株主資本には含まれない。「概念フレームワーク」では、新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益などは株主資本以外の純資産として取り扱われる。以上のような資本概念の変化に伴い、ROE（株主資本利益率、自己資本利益率）や株主資本比率（自己資本比率）などの財務分析比率の意味が従来と変わってくるので注意が必要であろう*。



* こうした問題に対応するため、東京証券取引所は、株主資本と評価・換算差額等の合計を「自己資本」と呼び、従来の「株主資本利益率」は「自己資本利益率」、従来の「株主資本比率」は「自己資本比率」とし、財務指標の連続性を維持しつつ、会計基準や法律の変更に対応している（日本経済新聞（2007年6月6日）参照）。